

要望 1

【認知症で金銭管理が困難な方への支援を充実させて欲しい】

あんしんさぽーと事業について

- ・他者に通帳管理を委ねる事ができる認知症の方の場合、スムーズに支援できるように体制を整えて欲しい。
- ・成年後見制度申請を見据えている方でも後見人決定までの間の支援を可能にして欲しい。
- ・あんしんさぽーとにつなぎやすくするために、あんしんさぽーとの適用要件を事例とともに明示して欲しい。

理由

- ・認知症が進行していると日常生活自立支援(あんしんサポート)事業の支援対象外となると聞いている。
- ・現状、金銭管理以外は介護サービスを使えば在宅生活が可能な方に関しては、あんしんさぽーとの利用が難しいため、CM等が本人からの依頼を受けて一時的な金銭管理を行い後見制度へ繋いでいる。
- ・あんしんさぽーとが適用できる条件が厳しい為か、結果としてほとんど繋げる事ができていないため、わかりやすく条件を提示してほしい。

港区役所保健福祉課回答

「あんしんさぽーと事業（日常生活支援事業）」とは、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会が、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるように支援し、権利擁護に資することを目的とし、ご本人との契約に基づいて福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスといった生活支援をおこなうものです。

認知症高齢者等がまずはあんしんさぽーと事業につながり、あんしんさぽーと利用中に本人や親族が申立てを行う「本人申立て」「親族申立て」による任意後見、保佐・補助類型の利用に至ることができれば、結果的に金銭管理に困る事態が発生しにくくなると考えられます。

港区役所では、今後も必要な人が、安心してこれらの制度を利用できるよう、関係機関とともに支援体制を整えるとともに、事業を所管している福祉局に対しても、あんしんさぽーと事業が利用しやすくなるように、適用要件を事例とともに示していただくよう要望してまいります。

福祉局回答

日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）は、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が当該事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助金を交付しています。

利用者や関係者から本市に対してあんしんさぽーと事業に係るご意見等が寄せられた際は、大阪市社会福祉協議会にその内容を伝え、生じている問題の解決に向けて必要に応じて指導助言等を行っております。

あんしんさぽーと事業は、認知症などにより判断能力が不十分な方々が、安心・安全に生活することを支える事業であることから、今後も当該事業の実施状況の把握に努める他、大阪市社会福祉協議会と連携し、適正な実施の確保に向けて取り組んで参ります。

要望 4

移動支援を希望する障がい者の自立の促進や生活の質の向上を図るため、移動支援を担う人材を増やすような取り組みの実施を要望します。

理由

近年、港区では障がい福祉サービスの居宅介護・重度訪問介護、特に移動支援事業の利用を希望する方に対し、区内の事業所や担い手が不足しています。近隣区の事業所に対して利用希望の調整をしても、移動時間の兼ね合いや人材不足により本来必要とする時間数を利用できていないケースが発生しています。

令和6年度港区自立支援協議会ヘルパー事業所連絡会では、「移動支援のヘルパーとなるための研修を地域自立支援協議会で行うことができるのであれば、港区内のヘルパー人材を増やすため、講師をしても良い」と複数名の有志から名乗りがありました。

まずは、移動支援を必要とする方が利用できるように、移動支援の資格取得のための研修を地域自立支援協議会で自主的に実施できるようにしてください。地域が人材を育てる後押しをしていただけるように是非ご検討ください。

また、これを通じ、今後も障がい福祉に関わる人材の増加とともに、その質の向上にもつながる取り組みを検討してください。

港区役所保健福祉課回答

障がい福祉サービス、中でも移動支援のヘルパーの人材不足については、必要な介護や支援を受けることができず、直ちに生活に影響がでることから、安定した人材確保が重要な課題であると考えます。国の指針に基づき、大阪市でも研修を行うなどの取り組みが実施されていますが、港区内で地域自立支援協議会が行う自主的な研修等で資格が取得できるようにするなど、引き続き人材確保に向けて実施されるよう福祉局に要望します。

また、人材の養成・確保や質の向上につながるよう、加算項目を見直すなど国に対して働きかけることや、情報周知の強化に向けた取り組みを検討されるよう、併せて要望していきます。

福祉局回答

移動支援は、障がいのある方が地域で生活するうえで必要な外出や余暇活動など、社会参加等を行ううえで重要な支援であると考えております。

今後も安定的に事業を実施するため、本市としましては、ただちに単価の増額や対象者の拡大について対応することが困難な状況にありますが、他の指定都市等とも連携しながら移動支援事業を個別給付とすることと併せて、移動支援を必要とする方に支援が行きわたるよう国に働きかけております。

